



# 遺産分割でトラブらない ためのノウハウ

## 会社を巻き込む争族

ひとくちに争族といいますが、当事者が親族だけでなく、会社が関係する事例も少なくありません。もちろん、会社が相続人になることはないのですが、会社の所有権、つまり株式をめぐる争いは後を絶たないのが実情です。

そこで、会社が絡んだ争族の現場を覗いてみましょう。レポート番号は前回からの続きです。

### レポート③

#### 後継者が相続するのが当然？

#### 【事例】

会社をワンマンで切り盛りしていた社長が急逝。専務である長男が「後継者である自分が相続するのは当然」

と主張して、会社の株式と会社に賃貸している不動産の相続を求めた。

他方、相続財産の大半を占める株式と賃貸不動産の取得を一方的に主張された母親と次男は、あくまでも法定相続割合に近い割合での遺産分割を求めて調停を申し立てた。

#### 【調停の内容】

急逝した社長が、生前に株式を後継者に移転しておくなどの対策を取っていなかったため、相続財産の大半は株式と不動産が占める結果となっていた。

専務として、父である社長を支えていたという自負の強い長男は、「株式や会社への賃貸不動産は、自分が相続しなければ会社経営が首尾良く行かない」と主張し、母と弟に対して頑なな姿勢を貫く。

長男とは必ずしも折り合いの良く



光田 周史

公認会計士・税理士

【こうだ・しゅうじ】

1979年、同志社大学経済学部卒業。1985年、公認会計士、税理士登録。現在、職業専門家が同一ブランドのもとに結集した「ひかりアドバイザーグループ」の最高経営責任者をはじめ、京都市監査委員や、同志社大学大学院、立命館大学大学院の非常勤講師も務める。

なかつた母親と次男がタッグを組んで、争いは調停の場に持ち込まれることになった。

調停においては法定相続割合を大きく逸脱する合意は難しいことから、長男の説得に努めた結果、株式については会社の支配権を維持できる割合とし、会社に賃貸している不動産については共有持分割合を調整して分割することで、合意に至った。

よく「所有と経営の分離」といわれますが、それは上場会社などの場合であって、いわゆる中小同族会社では「所有と経営は一体」というのが実情です。つまり「株主＝経営者」という構図から、経営を承継するためには株式の相続もセットで考えなければならぬというわけです。この事例でも、長男はそうのように思い込んで頑なな姿勢を貫かざるを得なかったのだと思います。

しかし、それは先代経営者から平和裏に社長のポストと株式を引き継いでこそ話であって、ひとたび相続になってしまえば、他の相続人との権利調整を避けて通ることはできません。

そこで、長男は後継者として株式を承継したい思いを母親や弟に誠意をもって説明し、その了解を得るべきでした。遺産分割協議では、合意さえできれば、その内容は問われませんから、「株式はすべて長男が相続する」という結論も実現可能だったはずです。

しかし、調停においては法定相続割合を大きく逸脱する合意は難しいので、株式の相続についても母親と弟の相続分を考慮せざるを得ません。もちろん、長男がすべての株式を相続する代わりに、母親と弟の相続分に見合う金銭を用意する「代償分割」という方法も考えられますが、長男にその代償資金が用意できなければ絵に描いた餅になってしまいます。

したがって、この事例から学びたいことは、「調停は必ずしも得策ではない」ということです。

繰り返しになりますが、調停ではなく平和な分割協議では、どのような分割も可能なのです。長男は母親と弟の理解を得て分割協議を首尾良くまとめるべきでした。居高に「後継者が相続するのが当然」と主張するだけではダメだということです。

#### レポート④

#### えっ、借地権？

#### 【事例】

一等地に建つ瀟洒な賃貸ビル。相続財産は、この賃貸ビルを所有する会社の株式とその敷地である。会社の株価については、ビルとその建築資金である借入金とが同じ額で、含み益はなく、ほぼゼロに近いという。

そこで「会社の株式については長男が相続し、土地については兄弟で共有にすればどうか」との提案が長男からあった。これに次男が疑問を呈したところ、兄弟の関係が険悪になり、次男はやむを得ず調停を申し立てた。

#### 【調停の内容】

次男は、建物を所有している会社には「借地権」が存在するから、それを加味した株価はゼロではないと主張。一方、長男は会社の貸借対照表に「借地権」という資産勘定は計上されていないから、それを考慮する必要はないと反論。双方譲る気配がないことから、やむを得ず土地と株価について専門家に鑑定を依頼することになった。鑑定結果は、会社には借地権があり、その時価を反映した株価はゼロどころか一株十万円を超えるという。また、土地の評価については借地権を控除し

た底地権としての評価額が示された。

これを受けて調停を進めたが、合意形成には至らず審判に移行した。

建物は宙に浮いて存在するわけにはいきませんから、必ず土地が必要です。しかし、その土地が自己所有である必要はなく、他人の土地に建てる場合もあります。そこで、他人の土地に建物を建てた場合、その建物を保護する権利として「借地権」が認められています。法律的には、建物の所有を目的とする地上権や賃借権のことをいいます。

この関係は、本事例のように土地所有者と建物所有法人が同族関係者であっても同様です。つまり、会社の貸借対照表に資産として計上されていないからといって権利が存在しないわけではありませんから、専門家が借地権を認定したのは当然です。

さて、そうなる会社株価は高額になりますから、この株式の相続をめぐる紛争が生ずるのは誰の目にも明らかです。次男は法定相続割合を視野に入れた分割を希望して調停を申し立てましたが、会社の株式は自分がすべて相続すると頑なに主張する長男との溝を埋めることはできず、調停は不成立となりました。

前回お話ししたように、調停が成立しない場合は「審判」に移行します。本事例の審判で裁判官がどのような決定（裁判では「判決」ですが、審判の場合は「決定」になります）をしたのかは承知していません

が、おそらく法定相続割合に近い形で土地と株式の分割が行われたものと思います。

繰り返しで恐縮ですが、調停にせよ、審判にせよ、いったん俎上そじょうに載った以上は、法定相続割合を大きく逸脱する結論を導くのは難しいことをご理解ください。

## 遺産分割でトラブらない ノウハウ

前回と今回を通じ争族現場からのレポートとして複数の事例を紹介しましたが、これらの争族事例から遺産分割でトラブらないためのノウハウについて考えてみましょう。賢明な読者のみなさんは既にお気付きの点もあると思いますが、次の5つのポイントをノウハウとして挙げておきたいと思います。

- ① 相続人同士、とにかく仲良くすること。たとえ意見が異なっても、話し合いによる解決が一番であることを、お互いに理解すること。
- ② 調停や審判がベストの解決方法とはいえないこと。あえていえば、調停や審判は選択肢から除外するのが望ましいこと。
- ③ 生前に何らかの対策を講じておくこと。その際に専門家に相談すること。生兵なまひょう法は大ケガの元。
- ④ 当事者間で遺言の有用性について理解を深め、できるだけ作成する方向で検討すること。
- ⑤ 相続割合や遺留分などの法律知識を身につけておくこと。

紹介した事例を振り返りますと、前回のレポート①では、「遺言さえあれば…」という悔やまれるケースでしたので、④の必要性を痛感しますし、レポート②では、お年寄りを大切にという教訓とともに、やはり遺言があれば良かったといえます。

さらに、今回のレポート③では、長男は一方的な主張を繰り返すのではなく、①のスタンスで解決を図るべきだったといえます。また、父の仕事を手伝う中で、将来の後継者として株式の移動などの生前対策を進めるべきであったことは③のとおりです。そして、頑なな姿勢を崩さなかったために紛争が調停の場に持ち込まれた結果、②のシナリオになってしまったことも残念というほかはありません。

一方、レポート④では、次男に事実を説明することなく有利に話を進めようとした長男の姿勢は①以前の問題であり、②のシナリオは避けられなかったと思います。次男に⑤の法律知識があったからこそ、長男の主張に疑問を呈することができた点も見逃せません。調停は成立せず審判に移行しましたが、長男が望むような決定は出なかったはずです。

このように、各事例を通じて「遺産分割でトラブらないためのノウハウ」の一端をご紹介しましたが、文字通り、「事実は小説より奇なり」ですので、みなさんが遭遇するであろう遺産分割には様々な背景や事情、パターンが予想されます。

しかし、いずれの場合でも、①から⑤までのポイントを教訓にしていただければ、平和な分割協議は必ず実現すると思います。

## 遺言書があっても…

ところで、遺言書の存在が遺産分割でのトラブルを回避する有力なツールになると説明しましたが、実は遺言書といえども決してオールマイティではないことをお話しておかなければなりません。調停の場ではありませんが、かつて筆者は次のような経験をしました。

### レポート⑤

#### 遺言書を破棄した相続人たち

##### 【事例】

相続人は息子3人であったが、被相続人である父親を介護し最後まで看取ったのは三男の妻であった。三男の妻の献身的な介護の甲斐もなく、父親は自身の思いを綴った遺言書を残して旅立った。遺言書が公正証書であったことから、遺産分割について紛争になることはないと思われたのだが…。

##### 【その後の展開】

公正証書遺言の内容は「過半の財産を三男に相続させる」というものであった。そして、遺言書には三男の妻の

献身的な介護に対する心からの感謝の気持ちが続られていた。一方で、父親は長男と次男への相続についても言及し、その遺留分について配慮した内容になっていた。

通常であれば、この遺言の内容が成就されることよって父親の遺志が実現するはずであったが、三男に比べて相続分が少ないことに不満を募らせた長男と次男が、三男に対して激しく詰め寄る展開となった。まさに兄弟喧嘩の勃発であるが、そのことを憂えた三男は「兄弟の関係がこじれるぐらいなら財産は均等に分ければいい」といつて、涙ながらに遺言書の破棄に応じた。遺言書が破棄された以上、遺産分割については、改めて分割協議書を作成しなければならぬことから、兄弟3人で協議をした結果、ほぼ3等分することで合意に至った。

さて、みなさん、このような出来事を目の当たりにして、どのような感想をお持ちになったでしょうか。

まず、「そもそも公正証書遺言を破棄することができるのか」という疑問を持たれたのではないかと思います。この点については、実は問題ないといわざるを得ません。旅立たれる方の人生最後の意思である遺言を反故にするなど、およそ人の道に反する行為だとは思いますが、法律上は相続人に

よる分割協議が調べれば、それが優先されることから、遺言書を無視することも破棄することも可能なのです。

次に「遺言書がその程度の効力しか持たないのなら、なぜ遺言書の作成を勧めるのか」という疑問を持たれると思います。確かに、遺言書は無視されたり破棄されたりする可能性がないわけではありませんが、そのような心ないことをする人は決して多くはないと信じているからです。紹介した事例も筆者が三十余年の実務経験の中で唯一遭遇したレアケースであり、他の多くの場合は平和裏に遺言書の内容が成就していることから、遺言書の作成を勧めることを躊躇していません。

しかし、社会構造の変化とともに人々の「心」の中も変わりつつある昨今、これまでのレアケースが必ずしも「レア」でなくなることも、視野に入れておかなければならなくなってきたように思います。

そこで、遺言書がオールマイティではないことを前提にして、どのような対策が考えられるでしょうか。その一つの答えが「信託」です。

### 遺言よりも信託…

信託とは、財産を持っている人が、信頼できる他の人に、その財産の管理や処分権限を託すという財産管理の仕組みです。信託を利用すれば、その後、認知症などに

よって判断能力を失っても、財産を的確に管理、処分することができるという意味で利用される機会が増えていきます。また「信託契約書」に、相続の際に誰に財産を引き継がせるかを決めて記載しておくことで、遺言と同様の機能をもたせることもできます。

信託では、財産を持つている人を「委託者」、財産の管理を任される人を「受託者」、財産から得られる収益を受け取る人を「受益者」といいます。また、管理を任せる財産を「信託財産」といいます。

信託は委託者と受託者との契約なので、委託者の希望を受託者に明確に伝えることができます。既に述べたように遺言の内容は成就しない可能性があります。信託にはその心配がありません。また、遺言は自分の財産を誰に引き継がせるかを決めるものであり、その次の引継ぎ先まで指定することはできませんが、信託の場合には、第二、第三の受益者を指定することによって実質的に二次相続以降の引継ぎ先についても決めておくことが可能になります。

つまり、遺言よりも信託のほうがオールマイティであるとして、注目が集まっています。

